

論点 集団の規模が大きくなると、削除要請の対象から外れるという条例の運用について

- 損害賠償や不法行為の対象になるのかという点では、集団の規模は重要であるが、不法行為訴訟を提起できない、集団に対する不当な差別的言動があるからこそ、行政が削除要請をするということなのであれば、集団の規模の大小で適用に差を設けることは、条例の意義にそぐわないのではないか。
- 集団の規模によって表現の自由に対する抑制の中身が変わってくるのか。規模が変わっても、表現内容の観点からは、保護の程度はほぼ同じではないか。(メルクマールとして、規模だけでなく、内容の観点もありうる)

府の考え方

- 昨年度の人権審答申で示されたように、規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、当該言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残る。
- 少なくとも、「●●市●●地区の●●人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、名誉感情等的人格権の侵害が認められることから、削除要請の対象となるが、それ以上の規模の集団になると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められるとまで必ずしも言い切れないことから、削除要請の対象になじむのか、慎重な検討が必要と考えることが前提である。
- **一方、集団の規模が広範であっても(例:行政区)、相談者の精神的苦痛等を考慮し、一般の人の理解により、特定の人・集団を連想させるような場合には、削除要請を行うことができるものと考えられる。**